

ご議論いただきたい論点

①市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための推進方策として、どのようなものが考えられるか。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則（抄）

（検討）

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、第8条の規定による改正後の社会福祉法第106条の3第1項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

②厚生労働省において検討中の内容について（資料2 P.15-16）

- ・各自治体において、創意工夫のもと包括的な支援体制の整備を図っているが、属性ごとに分かれた制度のみを前提とすると、複合化した課題への対応や市町村における体制づくりに支障があると考えられるかどうか。
- ・これに対応するため、包括的な支援体制を全国に整備するための方策の一つとして、新たな制度の創設を検討しているが、その必要性についてどのように考えるか。
- ・新たな制度案の具体的な内容に関し、ご意見をいただきたい。（観点として不足している点、今後詳細を議論すべき点など）

③地域づくりのあり方について（資料2 P.18）

- ・各地域において、その実情に合わせた地域づくりを柔軟に進める際に求められる環境整備とは何か